

# 先導的産業技術創出事業費助成金交付規程

平成 23 年 3 月 25 日  
平成 22 年度規程第 46 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う先導的産業技術創出事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

**第 2 条** 機構が行う助成金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

- 第 3 条** この規程で「研究テーマ」とは、鉱工業技術（機構法第 15 条第 1 項第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する研究をいう。
- 2 この規程で「研究者等」とは、研究者が一人で研究を行う場合又は二人以上が同一の研究テーマについて共同で研究を行う場合（以下「研究チーム」という。）であって、研究テーマを行う者をいう。
  - 3 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった研究者等が実施する研究テーマをいう。
  - 4 この規程で「研究代表者」とは、研究者等を代表する者をいい、「研究分担者」とは、研究チームにおいて研究代表者と共同で研究テーマを行う者をいい、「助成研究者」とは、助成事業を実施する研究者等を代表する者をいい、「助成研究者等」とは、助成事業を実施する研究者等をいう。
  - 5 この規程で「研究機関等」とは、自ら研究開発を実施する、大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、国立研究所、独立行政法人、公設試験研究機関、法律により直接設置された法人（特殊法人であって非株式会社形態のもの。）、民法第 34 条の規定に基づき設立された財団法人又は社団法人をいう。
  - 6 この規程で「みなし常勤」とは、次の各号の要件を満たす非常勤の形態をいう。
    - 一 非常勤として勤務している研究機関等において研究に従事していること。
    - 二 非常勤として勤務している研究機関等に週 5 日勤務していること。
  - 7 この規程で「非常勤三要件」とは、非常勤の研究者が研究チームに参加するために満たす

べき次の各号の要件をいう。

- 一 研究計画の遂行に欠くことのできない役割を果たすとともに、その分担する当該研究テーマの遂行に責任を負うこと。
- 二 勤務形態からみて、当該研究テーマに確実に参加することが、非常勤として勤務している研究機関等において確認されていること。
- 三 非常勤として勤務している研究機関等において研究の場を有していること。

(交付の対象)

**第4条** 機構は、第5条及び第6条の規定に基づき選定された研究テーマについて研究を行う、次の各号の要件を満たす研究者等に対し、当該研究に必要な費用の一部に対して助成する。

- 一 研究者個人の場合は、公募締切日において、研究機関等に常勤又はみなし常勤として勤務する研究者であって、原則として満40歳未満の者とする。なお、拠点連携研究事業においては、原則として満45歳未満の者とする。
- 二 研究チームの場合は、次の要件をいずれも満たすものとする。
  - イ 研究代表者は、前号と同様の要件を満たすこと。
  - ロ 研究分担者は、研究機関等に常勤若しくはみなし常勤として勤務する研究者又は非常勤三要件を満たす研究者であること。

(交付の対象の選定)

**第5条** 機構は、助成金の交付を希望する研究者等に対して、研究代表者から研究テーマに係る研究内容及び必要な事項を記載した様式第1の研究開発提案書(以下「提案書」という。)を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

- 2 機構は、前項の規定に基づく提案書を受理したときは、その内容について、別に定める委員会においてその内容を審議し、その審議結果を参考としつつ審査を行うものとする。
- 3 機構は、前項の審査の結果、助成金の交付の対象と認めるときは、研究代表者に通知するものとする。
- 4 機構は、前項の場合において、助成金の交付に係る手続きを円滑に行うために必要があるときは、研究代表者に対し、必要な条件を付すことができるものとする。
- 5 機構は、助成金の交付の対象として適当でないと認めるときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(選定の基準)

**第6条** 機構は、助成金の交付の対象を選定するに当たっては、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

- 一 研究テーマを的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 研究テーマに係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 三 当該研究者等が遂行する研究テーマが、産業界から取り組むことが期待される基礎又は

応用研究を行うものであること。

四 当該研究者等が遂行する研究テーマが、独創的かつ革新的なものであること。

五 当該研究者等が遂行する研究テーマが、具体的計画を有し、実現性が高く、実施可能な計画であること。

六 当該研究者等が遂行する研究テーマが、産業に応用される実現性が高いこと。

(助成対象費用等)

**第7条** 助成対象費用は、第4条に規定する研究に必要な費用のうち、別記に掲げる直接経費及び間接経費の範囲とする。

2 間接経費は、研究代表者の研究機関等が受入れ可能な場合に限り交付するものとし、間接経費の執行は、間接経費を受け入れる機関（以下「間接経費受入機関」という。）の長の責任の下で適正に行うものとする。

3 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合には、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

(交付の申請)

**第8条** 機構は、第5条第3項の規定に基づき通知した研究代表者であって、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）から、様式第2の助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに、あらかじめ研究機関等の了承を得て提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

**第9条** 機構は、前条の規定に基づく交付申請書を受理したときは、その内容について審査を行うものとする。

2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第3の助成金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 機構は、前項の場合において、助成金の交付を適正に行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

4 機構は、第2項又は前項の規定に基づく交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規

定に基づき助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

- 5 機構は、前条第2項ただし書に基づく交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適当でないとするときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

**第10条** 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 助成研究者等及び研究機関等は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成研究者は、交付を受けた間接経費を速やかに間接経費受入機関へ納付すべきこと。
- 三 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に従い、間接経費を適正に執行すべきこと。
- 四 助成研究者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、第13条第1項の規定に基づき、様式第10又は第10-1の計画変更承認申請書により、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。また、直接経費の配分を当該年度における直接経費の額の10分の3を超えて変更しようとするときは、様式第10の計画変更届出書により、機構に届け出るべきこと。
- 五 助成研究者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第18条の規定に基づき、様式第16の中止又は廃止に係る承認申請書により、機構の承認を受けるべきこと。
- 六 助成研究者等は、助成事業を遂行するための契約をするときは、研究機関等の契約規程等に従うものとし、適正に執行すべきこと。
- 七 助成研究者等及び研究機関等は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業が完了した日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）の属する年度の翌年度以降5年間保存しておくべきこと。
- 八 助成研究者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第5の事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 九 助成研究者は、助成事業が完了したとき（第5号の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から30日以内又は機構が指定する期日までに、様式第6の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を機構に提出すべきこと。

- 十 助成研究者は、機構が必要と認めて指示したときは、実績報告書を提出すべきこと。
- 十一 間接経費受入機関は、様式第7の間接経費執行実績報告書を、助成事業の期間中、毎翌年度の6月30日までに、又は機構が必要と認めて指示したときには、機構に提出すべきこと。
- 十二 助成研究者等及び研究機関等は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十三 助成研究者は、機構が、助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十四 助成研究者は、機構が、第21条第2項の規定に基づき、助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する納期日までに返還すべきこと。
- 十五 助成研究者は、機構が、第21条第1項の規定に基づき、助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、助成金を受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十六 助成研究者は、返還すべき助成金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十七 助成研究者は、助成事業に基づく発明又は考案等に関して、産業財産権等を助成事業の期間中及び完了した日の属する年度の翌年度以降5年間に出席若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第8の産業財産権等届出書を機構に提出すべきこと。
- 十八 助成研究者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、第17条第1項の規定に基づき処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、同条第2項の規定に基づく期間内において、それらを処分しようとするときは、同条第3項の規定に基づき、様式第15の財産処分承認申請書により、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十九 助成研究者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収益の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 二十 助成研究者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第9の助成金交付申請取下届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 二十一 助成研究者は、第14条の規定に基づき、様式第11、第27、第28及び第29の研究成果報告書を機構に提出すべきこと。
- 二十二 助成研究者は、助成事業の期間中及び完了した日の属する年度の翌年度以降5年間

に助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、第 28 条の規定に基づき、様式第 23 の収益状況報告書を機構に提出するとともに、第 29 条の規定に基づき、機構の請求に応じ、助成金の確定額を上限として、その収益の一部を納付すべきこと。

二十三 助成研究者は、機構が第 25 条第 1 項の規定に基づき助成事業の期間中に実施する助成事業に係る評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うべきこと。

二十四 助成研究者は、機構が第 25 条第 5 項の規定に基づき実施する助成事業の事後評価及び追跡調査・評価並びに制度に係る評価に協力すべきこと。

二十五 助成研究者は、助成事業の完了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すべきこと。

二十六 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十七 研究機関等は、助成研究者等が、助成事業に関して研究活動の不正行為(研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下、同じ。)を行った疑いがあると認める場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。(この場合、研究機関等は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日)に基づき調査を行うこと。)

二十八 助成研究者等及び研究機関等は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日)に基づき不正な使用等(研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下、同じ。)の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第 9 条第 2 項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

**第 11 条** 機構は、前条第 1 項第 20 号の規定に基づく助成金交付申請取下げ届出書を受理したときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

**第 12 条** 機構は、助成研究者が次の第 1 号から第 4 号のいずれかに該当するときは、様式第 10 の計画変更承認申請書を提出させ、第 5 号に該当するときは、様式第 10-1 の計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。また、第 6 号に該当するときは、様式第 10 の計画変更届出書を提出させるものとする。ただし、第 6 号に該当する変更においては、直接経費と間接経費の配分の変更はできない。

一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

二 助成研究者等(助成研究者を除く。)を変更しようとするとき。

三 助成事業の期間を変更しようとするとき。

四 複数年度交付決定の場合に年度限度額を変更しようとするとき。

五 助成研究者が研究機関等を変更しようとするとき。

六 直接経費の配分を当該年度における直接経費の額の 10 分の 3 を超えて変更しようとするとき。

2 機構は、前項の規定に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに助成研究者に通知するものとする。

3 第 9 条及び第 10 条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(研究成果報告書の提出)

**第 13 条** 機構は、助成事業が完了したときは、完了した日から 60 日以内に、助成研究者から助成事業の研究成果に関して様式第 11、第 27、第 28 及び第 29 の研究成果報告書（以下「成果報告書」という。）を提出させるものとする。

2 機構は、助成事業が完了した年度が助成事業の期間の最終年度であるときは、前項に規定する成果報告書に、助成事業の全期間に係る成果に関する内容を加えて提出させるものとする。

3 機構は、第 18 条の規定に基づき助成事業の中止又は廃止を承認したときは、承認した日から 60 日以内に、成果報告書を提出させるものとする。

4 機構は、前各項に定める事項のほか、機構が必要と認めて指示したときは、指示した日から 60 日以内に、成果報告書を提出させるものとする。

(助成金の額の確定)

**第 14 条** 機構は、助成事業が完了し、助成研究者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 12 の助成金の額の確定通知書により助成研究者に通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額のいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

**第 15 条** 機構は、助成研究者が、第 9 条第 2 項の規定に基づく交付決定通知を受け、助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 13 の助成金概算払請求書を提出させるものとする。

2 機構は、前項の規定に基づく助成金概算払請求書を受理したときは、助成金の一部又は全部を概算払することができる。

(財産の管理等)

**第 16 条** 助成研究者は、助成事業による取得財産等について、助成研究者等の研究機関等へ寄付するものとし、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。また、寄付を受ける研究機関等は、財産管理に必要とされる事項を定めて適切に管理し、助成事業の目的のために供しなければならない。

2 助成研究者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

3 助成研究者は、取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、様式第 14 及び第 14-1 の取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

(財産の処分制限)

**第 17 条** 助成研究者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号を準用する。

3 助成研究者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、次項の場合を除き、あらかじめ様式第 15 の財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 助成研究者は、第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第 2 項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

**第 18 条** 機構は、助成研究者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

2 機構は、助成研究者が前項の承認を受けようとするときは、様式第 16 の中止又は廃止に係る承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 17 の中止又は廃止に係る承認通知書により速やかに助成研究者に通知するものとする。

3 第 15 条の規定は、機構が第 2 項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

**第 19 条** 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成研究者等が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

二 間接経費受入機関が、第 7 条第 2 項に違反したとき。

三 助成研究者等が、第 9 条の規定により交付の決定の内容に違反したとき。

四 助成研究者等が、第 10 条の規定により付された条件に違反したとき。

五 助成研究者等又は研究機関等が、助成事業に関し、機構に対して不正又は虚偽の報告等を行ったとき。



- 六 助成研究者等又は研究機関等が、その他、法令等に違反したとき。
  - 七 助成研究者等が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
  - 八 助成研究者等又は研究機関等が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。
- 2 前項の規定は、第 15 条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
  - 3 機構は、第 1 項に基づく取消しをしたときは、様式第 17 に準じた様式により速やかに助成研究者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

- 第 21 条** 機構は、第 19 条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 2 機構は、第 15 条の規定に基づき額の確定をした場合（第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。
  - 3 機構は、第 13 条第 1 項第 5 号に該当する場合において、同条第 1 項に規定する申請を承認したときは、助成研究者に対し間接経費の一部（直接経費の未執行額の 30 パーセント相当額）の返還を請求することができる。
  - 4 機構は、前 3 項のいずれかに基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成研究者に通知するものとする。
    - 一 返還すべき助成金の額
    - 二 加算金及び延滞金に関する事項
    - 三 納期日
  - 5 機構は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第 18 又は第 19 の助成金返還報告書により、また、第 3 項により返還を請求したときは様式第 20 の間接経費の返還報告書により報告させるものとする。
  - 6 機構は、助成研究者が、返還すべき助成金を第 4 項第 3 号に規定する納期日から 10 日以内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第 22 条** 助成研究者は、助成事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 21 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。
- 2 機構は、第 9 条第 4 項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するも

のとする。

3 前条第4項及び第6項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

**第23条** 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成研究者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

**第24条** 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(評価の実施等)

**第25条** 機構は、助成事業の期間中に助成事業に係る評価を行うものとする。

2 機構は、前項の規定による評価の結果に基づき、助成事業の継続若しくは延長又は終了を決定するものとする。

3 機構は、前項の決定の内容を、助成研究者に通知するものとする。

4 機構は、継続又は延長を通知する場合においては、条件を付すことができるものとする。

5 機構は、第1項に掲げる評価のほか、助成事業の事後評価及び追跡調査・評価並びに制度の評価を行うものとする。

6 第3項の規定により継続又は延長の決定の通知を受けた助成研究者は、第13条第1項の規定に基づき、様式第10の計画変更承認申請書を提出することができるものとする。

(研究成果の発表の届出)

**第26条** 機構は、助成研究者等に対して助成事業による成果を学会又は学術雑誌等で発表する場合には、助成事業による成果である旨を明記させるものとする。

2 機構は、助成事業の期間中及び完了した日の属する年度の翌年度以降5年間に助成研究者等が前項の発表を行ったときは、様式第22の成果発表届出書を機構に提出させるものとする。

(成果の普及)

**第27条** 前条によるほか、機構、助成研究者等及び研究機関等は、助成事業による成果が生

じたときはその成果の普及に努めるものとする。

(収益状況報告)

**第 28 条** 機構は、助成研究者に助成事業の期間中及び完了した日の属する年度の翌年度以降 5 年間、毎年度終了後 20 日以内に、助成事業に係る過去 1 年間の収益状況について、様式第 23 の収益状況報告書を提出させるものとする。ただし、収益が生じていないときはこの限りでない。

(収益納付)

**第 29 条** 機構は、前条の報告書により、助成研究者に助成事業の実施結果による産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他助成事業の実施結果の他への供与による相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業の期間中及び完了した日の属する年度の翌年度以降において、助成研究者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、助成事業が完了した日の属する年度の翌年度以降 5 年間とする。

(その他必要な事項)

**第 30 条** この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

## 附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。